

[事案 2022-2] 損害賠償請求

・令和5年2月20日 和解成立

<事案の概要>

契約が不成立となり入院給付金が支払われなかったこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に申し込みをした医療保険について、保険会社が承諾しなかったため契約が不成立となったが、以下の理由により、同年12月に尿管結石で入院した分の入院給付金相当額、駐車場代・ガソリン代、保険会社の不適切な対応等に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、令和3年11月に契約が完了したとの連絡があり、申込日が責任開始日であると説明を受けた。
- (2) 契約の際、告知書で告知したにもかかわらず、急遽、嘱託医による診査扱いに変更になり、募集人が、病院へ行く際の駐車場代・ガソリン代は後日支払うと約束したにもかかわらず、支払われていない。
- (3) 告知時、募集人から、令和3年10月に大腸憩室炎で入院したことを支部長や医師には言うなど言われたのでそのとおりにした。
- (4) 本件について話し合った際、募集人が申込日が責任開始日という案内をしたことを認め、営業部長が手帳にその旨を記載していたが、翌日にはなかったことにされていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、本契約の申し込みを不承諾としているので、契約は成立していない。したがって、入院給付金の支払義務も負っていない。
- (2) 募集人から、本契約が完了した旨の連絡、申込日が責任開始日であるとの説明をした事実はない。
- (3) 募集人は告知妨害をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金相当額等の損害賠償は認められないが、本件では、募集人が契約に関する一般的な説明は行ったものと推測されるものの、契約の申込みと保険会社からの承諾が揃わなければ契約が成立しないという点について、申立人に対して必ずしも正確な説明がなされていなかった可能性があることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。